

由良川下流水面利用調整協議会 第5回委員会

資料-4

来年度以降の協議会の体制(案)等について

はじめに

来年度以降の協議会の体制(案)等について

水面利用ルールの策定を契機に、適正な水面利用が行われるようにするためには、「ルールを作りっぱなしにしないこと」が協議会に求められる。

そのため、

「1.ルール策定後の具体的な取組」

について委員、幹事で役割分担するとともに、

「2.今後の本協議会のあり方についての検討」

についても議論する。

1. ルール策定後の具体的な取組み

(1) 啓発活動等の必要性

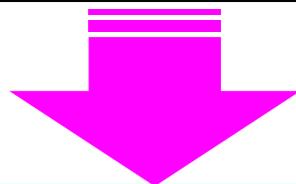
(2) 啓発活動の方法

- 1) 巡視（継続）
- 2) パトロール
- 3) 広報活動
- 4) 地域のイベント
- 5) 水上安全指導員・河川情報収集員（河川レンジャー）
- 6) その他

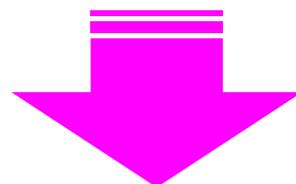
(1) 啓発活動等の必要性

ルール策定後の啓発活動等について

本川の水面利用を取り巻く状況



由良川水面利用ルールの策定



ルールを守らせるための
啓発活動の実施

1. ルール策定後の具体的な取組み

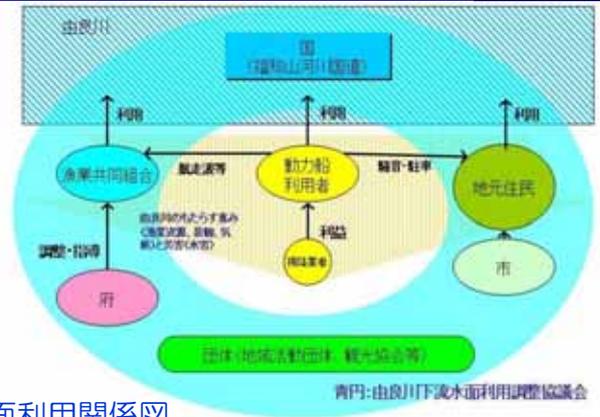
(1) 啓発活動等の必要性

(2) 啓発活動の方法

- 1) 巡視（継続）
- 2) パトロール
- 3) 広報活動
- 4) 地域のイベント
- 5) 水上安全指導員・河川情報収集員（河川レンジャー）
- 6) その他

(2) 啓発活動の方法

ルール策定後の啓発活動等について



(2) 啓発活動の方法

ルール策定後の啓発活動等について

1) 巡視（継続）

目的	・巡視 ・通年の巡視結果データより、月別の動向を調査
開始時期	すぐ
方法	・巡視船による観察、野帳への記録、協議会へのデータ報告 ・「50m以内の遊走」も同時に把握
参加主体	国：舞鶴出張所

(3) 啓発方法

ルール策定後の啓発活動等について

2) パトロール（協議会で実施）

目的	・ルール設置者である協議会自らが効果確認のためパトロール ・指導と啓発
開始時期	すぐ（平成21年7月～）
方法	・7～9月の日祝日（年3回程度） ・左岸、右岸（班） ・陸川の両面で実施（川：漁協に依頼）
参加主体	国、京都府、警察、舞鶴・宮津市、漁協、地元自治会

(3) 啓発方法

ルール策定後の啓発活動等について

2) パトロール（イメージ）



パトロールイメージ
(昨年の実施状況より)

ノボリや腕章を用いたパトロールのイメージ
(瀬田川の事例等)

(3) 啓発方法

ルール策定後の啓発活動等について

3) 広報活動①リーフレット作成・配布 ②看板の設置 ③ルールの公表(後で説明)

目的	沿川地域や来訪者にもルールを広く周知
開始時期	すぐ（平成21年4月～）
方法	①各関係機関及びマリーナに置いてもらう。 ②看板案は事務局で検討
参加主体	★配布：協議会（国、京都府、舞鶴・宮津市、漁協、地元代表）、地元自治会 ★公表（国HP、自治体とのリンク） ★広報誌（自治体）

(3) 啓発方法

ルール策定後の啓発活動等について

3) 広報活動（啓発看板の設置について）

既設の看板状況



看板の追加設置

- ①ルールの範囲と文言を掲載
- ②ルールの公表にあわせ設置し、指導する際「知らなかった」と言われないようにする

○看板の設置場所：既設位置付近を予定

○看板の具体案：本日提案
(参照:参考資料)

10

(3) 啓発方法

ルール策定後の啓発活動等について

4) 地域のイベント

目的	不特定多数への啓発を目的に、イベント行事内でルールのPRを効果的に行う
開始時期	すぐ（平成21年度）
方法	川舟レースなどの共同開催時に参加者に啓発活動の実施
参加主体	・地元団体（主催） ・国（後援）

11

(3) 啓発方法

ルール策定後の啓発活動等について

4) 地域のイベント

その他、「由良川てんころレース」「鬼力の由良川夏まつり」などのイベントがあり、可能な行事とタイアップし啓発することを随時検討。

上:てんころレース
下:鬼力の由良川夏まつり



加佐・川舟レース(H20年8月10日)

12

(3) 啓発方法

ルール策定後の啓発活動等について

5) 水上安全指導員・河川情報収集員（河川レンジャー）

目的	・地域住民の河川愛護精神醸成 ・通常の河川情報（河川管理施設の異常、ゴミの放置、植生、危険行為等）を河川管理者へ伝達
開始時期	将来的に実施
方法	由良川を良く知る住民を募集し、河川レンジャーに任命。任命方法は、協議会の有識者による協議、面接を経る。
参加主体	・国（協議会）、住民

(3) 啓発方法

ルール策定後の啓発活動等について

6) その他

ルールを守っていくことの一つとして、次のような事項の検討も必要。

【河川占用許可のあり方について】

- ・不法占用等の問題への対応

【地元の活性化支援】

- ・アドプト制度、基金の設立

アドプト制度(ADOPT PROGRAM)とは
 ・英語で「養子縁組」のこと。行政と市民が二人三脚で協力し合って進める清掃美化活動。住民が「里親」になり、一定区画の公共空間を自らの「養子」とみなしてこの養子(公共空間)の清掃活動等を行う。

4

2. 今後の本協議会のあり方についての検討

2. 今後の本協議会のあり方についての検討 ルール策定後の協議会の位置付け

ルール策定後、協議会に求められる位置付けと役割（案）

これまでの協議会の目的：

「ルールの策定」

- *ルールが守られているかどうか・・・
- *ルールの浸透状況はどうか・・・

これからの協議会の目的：

「ルール策定後の状況確認」

協議開催の頻度について

(案) 年2回程度の実施とワーキング*の設置、活用
※現行の規約内で対応。勉強会の実施。

	実施時期予定
合同パトロール	7～9月（予定）3回程度
幹事会	10月（予定） ルールの実施状況の確認
委員会 (or総会)	2月（予定）水面利用に関する年度末の総括
ワーキング	・個別に審議が必要な場合、召集 《現在の検討事項案》 → 占用許可のあり方について

17

ワーキングの設置について

(1) ワーキングの設置

ワーキングの設置について

前回の第10回幹事会（H21.1.22開催）において、今後は、個別課題について「ワーキング」を設置し、少数で速やかに検討していく方向がまとめられた。

本項では、ワーキングの設置を委員会へ諮るため、設置イメージについてご説明する。

19

(規約より)

ワーキングの設置について

本協議会の規約の第8条に、「ワーキンググループ」の設置と設置した際の結果報告の義務が記載されており、

予備的協議の必要に応じ、ワーキンググループを設置することができることになっている。

平成18年1月30日

由良川下流水面利用調整協議会規約

(ワーキンググループ)

第 8条 委員会の協議事項等について予備的協議を行うため必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループ検討結果は委員会と幹事会に報告するものとする。

(2) ワーキング設置の目的

ワーキングの設置について

【1】 協議会のスピード化

【2】 要検討課題の発生時に対応するため

現在、個別に検討していききたい課題（案）

ルールを守っていくことのひとつとして検討しておきたいこと

・ 河川占用許可のあり方（不法占用等の問題への対応）

21

(3) ワーキング設置時の体制

ワーキングの設置について

委員会（合同会）

・ 由良川の「水面利用のあり方」について、水面利用
ルールの検証、改正の検討

報告

幹事会

作業、調査、検討指示

・ ルールの実施状況の確認（パトロール結果より）

反映・取りまとめ・報告

作業、調査、検討指示

ワーキング

個別に審議が必要な事項について

※平成21年度以降、事務局が調整

協議会の
組織図

3. 協議事項

来年度以降の協議会の体制(案)等について

以下の2項目についてご審議ください。

1) ルール策定後の具体的な取組み

委員の皆様にご協力頂きたい今後の啓発活動等について、

- ①実施メニューの確認
- ②啓発活動に対する協力の確認

※具体については来年度、事務局が調整します

2) 今後の本協議会のあり方についての検討

来年度以降の体制として、

- ①位置付け
- ②協議会頻度
- ③ワーキング※の実施

※来年度、事務局が調整します

3